

第3回 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議・ヒヤリングメモ（「想定される基本的な論点」を中心に）

(2/10 公益財団法人 助成財団センター 理事長 山岡義典)

第2回会議資料による基本的な論点	センター役員・評議員の意見	執行部(理事長・専務理事・事務局長)の意見
<p>(0) 公益法人のガバナンスのあり方</p> <p>(ア)ガバナンスが効いているとは？</p> <p>(イ)財団の方が理事会へのガバナンスが効きにくいのでは？</p> <p>(ウ)中小の法人にもガバナンス確保の目配りが必要では？</p> <p>(エ)理事に対する監事の役割が重要であることを明確にすべきでは？</p> <p>(オ)10年の中実績の中で現実に生じた問題と対策を分析すべきではないか？</p> <p>(カ)公益法人を選択する法人が減り、全体の公益の増進に逆効果になるのでは？</p> <p>(キ)ガバナンス確保のため、規制と自主的取り組みのバランスが必要では？</p>	<p>(イ) (ウ) (エ)について。事前の規制や過度な監督は不祥事の削減に効果がなく、公益法人の自主・自立、活動の活性化を阻害するとの認識から、事後の規制、監督に移行したのが今回の制度改革の趣旨であることは、立法過程に従事し明白である。</p> <p>(ウ)について。公益法人の規模をいかに考慮するかの視点が重要である。小規模財団に対し、最低限必要なことを考えると、現行の認定法で規定されている内容で十分である。</p> <p>(オ)について。必要なことは、具体的な不祥事の内容をより検証分析し、どのような事後対策が必要かについてキチンと議論すべきである。事前に一律にガバナンスを議論するのではなく、具体的にどのような仕組み、システムが必要かを整理して示すことが重要である。</p> <p>(カ)について。センターの10周年PTのアンケート結果でも明らかのように、現状ですら公益法人への規制が強いことが公益法人を避け一般法人を選択する理由になっていることに注目すべきである。</p>	<p>(ア)の認識共有は重要である。「個人の背任行為や組織的な不正行為等の発生を抑制し、あるいは発生した場合には速やかに顕在化させて臨機の対応ができる」と認識しているが、さらに考察・議論して定義づけることが重要である。(イ)(ウ)(エ)は議論としては重要であるが、いずれも法改正を必要とするほど重要なこととは思わない。公益法人の場合には(株式会社とは異なり)行政庁の立ち入り検査もあることを考えれば、検査のあり方を考えればいい。尚、(ウ)については、前回、小規模法人の事務簡素化が検討された際には、小規模法人の定義付けが困難なため、法制化において一律とされた経緯があるが、今回は規模を考慮した規制の在り方を検討すべきである。</p> <p>(オ)は最も重要なことである。この分析なき対策は机上の空論、あるいは説得力なき観念論としか言わざるを得ない。効果のない重荷を課すことで、多くの公益法人を疲弊させるだけになろう。</p> <p>(カ)は助成財団の世界ではすでに発生しており、規制が強まればこれからも増えてくるだろう。一般財団を選択して社会的に有意義な公益活動を行っている助成財団はいくつもあ</p>

		<p>る。</p> <p>(キ) はその通り。公益法人制度改革の趣旨からすれば、できるだけ自主的取り組みに委ね、公的規制は極力小さくすることである。</p>
<p>(1) 評議員・社員のあり方</p> <p>(ア)一定規模以上の公益財団には「独立評議員」の選任を義務付けるべきか。</p> <p>(イ)財団の評議員も役員等の責任追及の訴えが提起できるようにすべきか。</p> <p>(ウ)評議員資格に役員と同様の一定の制約を設けるべきか。</p> <p>(エ)社員や評議員を一定数以上にすべきか。</p> <p>(オ)社員総会や評議員会を開催し易い仕組みやその権限を予め明確にすべきか。</p> <p>(カ)外部人材であることにより、責任を問われることないように留意すべきか。</p>	<p>(イ)について。公益法人制度改革有識者会議で、企業並みのガバナンスを確保する観点から、充分な検討の上、評議員には役員等の責任追及の訴えを付けなかった経緯がある。それはこれを認めれば、理事のなり手が確保できなくなるという深刻な問題（副作用）の存在があった。また、公益社団法人の場合には社員に役員等の責任追及の訴えを認めているが、実際に訴えた例があるのか、明らかにされたい。実効性が充分見込まれない中で副作用だけ大きくなる危険性がある。また、理事の財産運用などの積極策などに対して、ブレーキをかけることになりかねないと懸念する。</p> <p>(エ)について①。人数を決定する妥当な考え方を示すのは難しいので、妥当性を判断できない。定款にある3分の2以上の条項からすると、最低人数という意味では、3名ではないかと考えられる。</p> <p>(エ)について②。「評議員の人数が多すぎるからガバナンスが充分でないので減らせ」という勧告はあるが、逆の勧告すらない中で、なぜ評議員の人数を増やす提案がなされるのか？地方法人や生まれたての法人には甚大な影響を与えかねないので反対すべきである。</p>	<p>(ア)の「独立評議員」については、その目的や意味が不明で必要性を感じない。出捐者や代表理事・業務執行理事の血縁者や関連法人の役職員以外で無償の評議員はすべて「独立評議員」といえる。それ以上の「独立」要件は想定しにくい（法的に規定できるのだろうか？）。公益認定要件として(ウ)の制約を確保すれば十分と考える（一般法人まで適用する必要はない）。</p> <p>(イ)については、その必要性の根拠はあるのか。社団法人の社員は法人のオーナーであり、財団の評議員をそれと同等に見做した議論で説得力を欠く。理事になり手がいなくなる副作用の方が大きい。</p> <p>(ウ)の評議員資格に役員と同様の一定の制約を設けるべきについては、(ア)で既述の通りで、この要件により評議員の独立性を確保できる。</p> <p>(エ)については、社員と評議員を同列に考えるべきではない。特別決議の有効性を考えれば、評議員定数3名以上とすることを認定要件とすることはありえる。</p> <p>(オ) 社員総会と評議員会を同列に考えるべきではない。現法を改正するほどの問題があるのか、具体的に問題点を検討したうえで判断すべきである。</p>

		(カ)「独立評議員」を「外部人材」と考えているようだが、そのイメージが湧かないで何とも言えない。
(2) 役員のあり方 (ア)一定規模以上の公益法人に「独立理事」「独立監事」の選任を義務付けるか? (イ)義務づける場合の規模や外部性・独立性の基準は? (ウ)一定規模以上の公益法人に常勤監事の義務付けや非常勤役員に一定頻度の日常勤務に関与し、責任を負う仕組みは?	 (ア)について。外部性等を会社法に求めることは適切ではないかも知れないが、外部性・独立性は必要である。	 (ア)については、出捐者・代表理事・業務執行理事の血縁者や関連法人の役職員以外で無償の理事はすべて「独立理事」と言えるはずで、現行法でも確保できている。現行法の「監事」も立場としては「独立監事」といえるので、なぜ別の独立性が必要なのか。 (イ)については、前項の前提から判断できない。 (ウ)については、役員の規定を複雑化しないほうがよい。これによって何が解決できるのか分からぬ。
(3) 外部監査体制の徹底 (ア)現行の会計監査人設置基準についてどう考えるか。改正が必要なら、その基準は。 (イ)一定以上の補助金等を受給している場合、上記以外に新たな基準が必要か。 (ウ)社会福祉法人や医療法人などの外部監査の基準とのバランスを考慮すべきでは。	 (ア)について①。会計監査人制度の基準を下げることで大きな負担を被る中堅の公益法人の活動を低下させる懸念がある。 (ア)について②。会計監査法人の設置は、費用と効果の観点から疑問。罰則強化の方が効果があると思われる。 (ア)について③。法定基準を引き下げるのであれば、国等が監査に足るだけの会計監査法人の公益認定法、公益法人会計基準の知識があることについてまずその能力を担保することが先決である。 (ウ)について。社会福祉法人はその業務の性格上、民間の	 (ア)については、基準以下の法人について問題が発生しているかどうか実態調査を行わないと判断できない。その基準も実態調査から判断すべきである。助成財団についての手持ちデータでは、現行基準を超える助成財団は存在しない。 (イ)補助金等といつても国や自治体によって内容も金額も多様である。それぞれの施策側で補助対象法人の組織要件を決めればよい。 (ウ)については、立法趣旨も組織態様も運営実態も異なる法人類型を横並びでバランスさせる必要はない。内発的な要件から決めるべきである。

	<p>営利事業と競合する側面がある上に、様々な法的なサポートが用意されており、業務の公正性を保つためにより厳しい要件が必要とされている。より公益性が高く、公的資産、実質的に国民の税金が投入されるケースが多く、かつ認可制により、厳しく設立が規制されていることから、より強いガバナンスと厳しい監督が要求されている。大半の公益法人はそのような状況ではなく、法改正までして一律に強化する根拠に乏しい。</p>	
<p>(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保</p> <p>① 公益法人等による情報開示について、 국민にガバナンスの実効性を高めるために、どのような方策が考えられるか。</p> <p>(ア) 法人が作成・開示する資料のガバナンスに関する記載は十分か。</p> <p>(イ) これらの資料の閲覧請求を不要とすることについて、どう考えるか。</p> <p>(ウ) 「公益法人 information」の内容や利便性は十分か。</p> <p>② ガバナンスの自律性と透明性を確保するための法人自身による取組み、例えばガバナンス・コードについてどう考えるか。</p>	<p>② (ウ)について。ガバナンス・コードの必要性に疑問であり。現行の認定法で大多数の公益法人は十分である。不適切な事案を発生させた法人をガバナンス・コードで抑制できるとは考えにくい。罰則強化の方が効果がある</p>	<p>① ガバナンスの強化策として、充実した情報開示は欠かせないとの認識であり、(ア)については事業報告書等の中でガバナンスに関する記載を充実させていく。(イ)については、閲覧請求は不要とし、オンラインを活用した情報開示を徹底する。(ウ)については、内容が充実してきているが、膨大なデータ量となることから、利便性をよくするための検索機能等の充実が必要である。</p> <p>② (ア) 公益財団組織内での情報共有・規律の明確化と対外的な情報提供の位置づけと考える。</p> <p>(イ) 公益財団のガバナンス強化については、助成財団の多くは職員数が3～4名にすぎないことから、自らが自主・自律的に対応すべきものと考え、ガバナンス・コードに拘ることはない。</p> <p>現状、法律（一般法人法、公益認定法、政省令、ガイドライン）及びFAQ等が存在し、各公益財団は、それらに基づき、定款・規定を策定し、運営している。</p>

<p>(ア)のような取り組みにどのような意義があるか。</p> <p>(イ)策定主体や内容についてどう考えるか。</p> <p>(ウ)行政庁はどのように関与すべきか。</p>	<p>と考える。</p>	<p>ガバナンスの自律性と透明性の確保については、自主的に判断して、ガバナンス・コードを新たに策定するか、倫理規程や行動基準を改訂・作成するか判断すべきである。</p> <p>(ウ) 行政庁は、策定に関与したり、適用を推奨したり、立入検査の対象とすることは、るべきではないと考える。</p> <p>個々の公益財団に対する検査の実施により、ガバナンスの発揮が不十分な事例が発見された場合、指摘・改善指導とともに、各年度行ったオンライン・モニタリングの結果（個別の指摘事例等）について、事例とともに整理し、検査結果事例集として公表すべきである。</p>
<p>(5) その他</p> <p>解散時の残余財産の帰属先等への行政庁の関与。</p> <p>(ア)届け出制から承認制に変えるべきか。</p> <p>(イ)法人解散に伴う支出費用等は開示すべきか。</p>		<p>(ア)については、どのような問題があつて提案されているのかわからないが、届け出制で良いと考える。</p> <p>(イ)については、法人解散に伴う支出費用の開示についても同様である。不都合があるとすれば実態をみて判断すべきである。</p>